

岐阜県公報

第二千六百九十四号
平成二十七年十月三十日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県ひ門管理員設置規則の一部を改正する規則

(河川課) 七三六^ハ

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 七三六

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 七三六

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同) 七三六

告 示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 七三七

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 七三七

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 七三八

政治団体の異動事項の公表

(同) 七三八

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 七三九

公 示

落札者等に関する公示

(管財課) 七四〇

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 七四〇

平成二十七年探石業務管理者試験合格者

(商工政策課) 七四二

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 七四二

公共測量の実施

(用地課) 七四二

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

(建築指導課) 七四三

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十七年十月三十日

規則

岐阜県ひ門管理員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百十七号

岐阜県ひ門管理員設置規則の一部を改正する規則

岐阜県ひ門管理員設置規則（昭和三十八年岐阜県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表一の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から5の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成二十七年十一月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十七号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「全国育樹祭推進事務局次長」を「全国育樹
広聴監

祭推進事務局次長

に改め、「情報技術指導監」、「新文化施設企画監」及び

「地域連携育樹祭推

進監」を削り、「建設業企画監」を「建設業企画監」に改める。
「入札制度企画監」

附則

この規則は、平成二十七年十一月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十八号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「管理調整監」の下に「広聴監」を加え、「情報技術指導監」、「新文化施設企画監」及び「地域連携推進監、育樹祭推進監」を削り、「建設業企画監」の下に「入札制度企画監」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年十一月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「全国育樹祭推進事務局次長」の下に「広聴監」を加え、「情報技術指導監」、「新文化施設企画監」及び「地域連携推進監、育樹祭推進監」を削り、「建設業企画監」の下に「入札制度企画監」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年十一月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第六百三十三号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有言実行として指定した。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定実行

種類	題名	等	制作会社の名称
映画	ザ・クールジヤパン ロシア熱女で女体盛り	新日本映画	新東宝映画
映画	殺された三ツゴ (原題) ONE ON ONE	新東宝映画	キングレコード (制作)

2 指定年月日

平成27年10月30日

3 指定理由

著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜・西濃建築事務所

位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日
揖斐郡大野町大字黒野字十二番地六三〇番一四	六〇〇	三三・七	岐西建築第一〇一〇一号の二	平成二七・八・二
安八郡安八町南今ヶ淵字東沼五七七番一	五・一四	三三・六	岐西建築第一〇一〇一号の三	同 八・三
羽島市竹鼻町字西須賀一七八番九	五・一八	三三・六	岐西建築第一〇一〇一号の四	同 八・七
瑞穂市穂積字高野一九三二番九	四・〇〇	三三・九	岐西建築第一〇一〇一号の五	同 八・七
揖斐郡大野町大字黒野字幸イ一一五番九	六・一〇	六二・四	岐西建築第一〇一〇一号の六	同 八・七
羽島郡岐南町平島五丁目六〇番四	五・一五	三三・〇	岐西建築第一〇一〇一号の七	同 九・二
羽島郡岐南町伏屋七丁目一七番四及び同番地先法定外公共物（水路）	五・一五	三三・六	岐西建築第一〇一〇一号の八	同 九・二

中濃建築事務所

位 置	幅 員	延 長	指定 番号	年 月 日 定
関市東新町五丁目五番四	五〇〇	二六・二九	中建築第三 六号の六	平成 二七・八二〇
可児郡御嵩町上恵土字塚脇八〇七 番九	六〇〇	六〇・三	中建築第三 六号の七	同 九二

東濃建築事務所

位 置	幅 員	延 長	指定 番号	年 月 日 定
土岐市土岐津町土岐口字上田九〇 四番一〇	五・八九	三・九〇	東建築第七 二号の八	平成 二七・七・八
中津川市茄子川字湯南三六四番二 三	六〇〇	四〇・〇〇	東建築第七 二号の七	同 七・六

飛騨建築事務所

位 置	幅 員	延 長	指定 番号	年 月 日 定
--------	--------	--------	----------	------------------

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	出たる事務所の所在地	届出日
渡辺あきひろ後援会	渡邊 博	渡邊 ふじ子	安八郡安八町牧903	平成27年 8月31日

岐阜県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

飛騨市古川町上町字大久古六二二
番一
六〇〇
四・一五
飛建築第九
四号
平成
二七・九一四

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の
とおり告示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

異動事項を次のとおり告示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異年月日
		代表者	主たる事務所の所在地			
自由民主党可児郡支部	高山由行	代表者	高山由行	高山由行	谷口鈴男	平成27年9月2日
		主たる事務所の所在地	可児郡御嵩町御嵩559 1	可児郡御嵩町中998 3		
佐谷ときしげとともに歩む会	佐谷文子	代表者	佐谷文子	佐谷文子	佐谷時繁	平成26年10月31日
		会計責任者	佐谷文子	佐谷時繁		
つげせいき後援会	柘植亮三	主たる事務所の所在地	加茂郡八百津町潮見234 3	加茂郡八百津町潮見405		平成27年8月13日
中川ひとしを育てる会	堀田勝彦	会計責任者	三好 稔	松久利治		平成27年9月3日
		名称	成瀬のじお後援会	成瀬のじおを育てる会		
成瀬のじお後援会	伊藤正隆	代表者	伊藤正隆	成瀬 進		平成27年9月28日
		会計責任者	山内一夫	金森正之		

1161060

平成二十七年十月十四日

岐阜県選挙管理委員会(非公開)第七十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体組織図が提出されたので、同条第三項の規定により、その組織等を次のとおり記載

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
木原康成後援会	木原康成	木原康成	加茂郡八百津町野上983 7	平成27年8月31日			
国生会	林 崇司	犬塚 篤	多治見市笠原町1253 12	平成27年7月31日			
佐谷ときしげとともに歩む会	佐谷文子	佐谷文子	可児郡御嵩町御嵩1822 487	平成27年8月12日			

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品及び数量 岐阜県庁舎で使用する電気（予定数量） 3,357,000kWh
- 2 供給期間 平成27年11月1日0時から平成28年10月31日24時まで
- 3 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 4 入札公告を行った日 平成27年8月21日
- 5 落札者を決定した日 平成27年10月1日
- 6 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝公園二丁目6番3号
株式会社エネット
代表取締役 武田 勉
- 7 落札金額 67,527,270円
- 8 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県総務部管財課
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十五日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NPO総合体操クラブ
- 三 代表者の氏名 白井 俊範
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市今町四丁目二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、老若男女を問わず一般県民に対して、競技スポーツ及び生涯スポーツに関する事業を行い、文化スポーツの振興、県民の健康増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人リバティ
- 三 代表者の氏名 粟谷 賢吾
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市向陽町二番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、社会的自立を目指す精神障害者及び知的障害者に対して、地域生活の援助に関する事業を行い、精神障害者及び知的障害者の社会復帰の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年十月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県青年のつどい協議会

三代 表 者 の 氏 名 小寺 幹雄

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 岐阜県シンクタンク庁舎内

五 定款に記載された目的 この法人は、団体相互のネットワーク化などにより、岐阜県内地域の青年に対して、「岐阜はひとつ 青年の

「こころはひとつ」の基本理念のもと、お互いに励まし合い、競い合い、自己を高め、共に成長して広くまちづくりに貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年十月五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人恵那山みどりの会

三代 表 者 の 氏 名 藤井 証弘

四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市本町二丁目六番四三号

五 定款に記載された目的 この法人は、私たちの身の回りにおける森林を見つめなおして、公益性に富んだ豊かな森林づくりを目指し取り組むことを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人やすらぎの里いとしろ

三代 表 者 の 氏 名 久保田 政則

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市白鳥町石徹白第7号64番地の1

五 定款に記載された目的 この法人は石徹白地域に生活する住民及び自然とやすらぎを求めて訪れる人々を対象に、地域の歴史と文化を振り返り、良き物を後世に引き継げるよう伝承活動と交流に関する事業を行い、恵まれた自然と環境の中で人々が共生できるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年九月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NPOやおつ

三代 表 者 の 氏 名 石井 弘光

四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡八百津町八百津四二九七番地

五 定款に記載された目的 この法人は、要介護高齢者・独居者・高齢夫婦世帯及び身体障害者並びにその家族に対し、要介護状態に陥らない為の生活支援・介護予防又は家族介護支援に関するサービスを提供すること。及び、在宅高齢者等に生きがい・健康・介護・転倒防止等の知識の普及啓発活動を行うことにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図

四 作業地域
瑞浪市

平成二十七年十月二十六日から
同二十八年三月二十五日まで

建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名 称	住 所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
一般財団法人住宅金融普及協会	東京都文京区関口一丁目二四番一号	岐阜県の全域	東京都文京区関口一丁目二四番二号

二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。

- 1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分。以下同じ。）
- 2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第八十一条第二項第一号に定める構造計算による建築物
- 3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物
- 4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けた

プログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの

- 5 高さが三十一メートルを超える建築物
 - 6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
 - 7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十六ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物
 - 8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物
 - (一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）
 - (二) 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第千九百号）
 - (三) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）
 - (四) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第千四百十号）
 - (五) 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第千四百六十三号）
 - (六) コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第千四百六十四号）
 - (七) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第千六百六十六号）
 - (八) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十五年国土交通省告示第千四百六十三号）
 - 9 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号）第三項第二号の構造方法を用いた建築物
 - 10 その他知事が必要と認める建築物
- 三 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成二十七年十月三十日

平成二十七年十月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社